

2024年2月15日

各位



上場会社名 コクヨ株式会社
代表表 者 代表取締役社長 黒田 英邦
(コード番号 7984 東証プライム)
問合せ先責任者 執行役員
理財本部長兼 CSV 本部長
梅田 直孝
(TEL06-6976-1221)

(訂正)「定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

2024年2月13日開示いたしました「定款の一部変更に関するお知らせ」の記載内容に一部訂正がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訂正理由

「定款の一部変更に関するお知らせ」の発表後、一部に誤りがあることが判明しましたので、これを訂正します。また、訂正箇所は網掛けを付して表示しております。

2. 訂正内容

2ページ

<訂正前>

なお、本定款変更については、本定時株主総終結の時をもって効力が発生するものとします。

<訂正後>

なお、本定款変更については、本株主総会終結の時をもって効力が発生するものとします。

3~6ページ 【別紙】定款変更の内容

<訂正前>

(下線部は変更部分)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 (条文記載省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関) 第4条 当会社は、株主総会、取締役のほか、取締役会、 <u>監査役、監査役会</u> および会計監査人を置く。	(機関) 第4条 当会社は、株主総会、取締役のほか、取締役会、 <u>指名委員会、監査委員会</u> および <u>報酬委員会、執行役</u> ならびに会計監査人を置く。

現行定款	変更案
第5条 (条文記載省略)	第5条 (現行どおり)
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第6条 (条文記載省略)	第6条 (現行どおり)
(自己の株式の取得)	(削除)
第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。	
第8条～第9条 (条文記載省略)	第7条～第8条 (条数を繰り上げ、条文は現行どおり)
(株式取扱規則)	(株式取扱規則)
第10条 当会社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか取締役会において定める株式取扱規則による。	第9条 当会社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか当会社が定める株式取扱規則による。
第11条 (条文記載省略)	第10条 (条数を繰り上げ、条文は現行どおり)
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
第12条～第13条 (条文記載省略)	第11条～第12条 (条数を繰り上げ、条文は現行どおり)
(招集権者および議長)	(招集権者および議長)
第14条 株主総会は、あらかじめ取締役会において定めた取締役が招集し、議長となる。	第13条 株主総会は、あらかじめ取締役会において定めた取締役が招集する。当該取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。
② 前項の取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。	② 株主総会の議長は、あらかじめ取締役会において定めた取締役または執行役がこれにあたる。当該取締役または執行役に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役または執行役がこれに代わる。
(決議方法)	(決議方法)
第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。	第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
② (条文記載省略)	② (現行どおり)
第16条 (条文記載省略)	第15条 (条数を繰り上げ、条文は現行どおり)
第17条 (条文記載省略)	第16条 (条数を繰り上げ、条文は現行どおり)
第 4 章 取締役、取締役会および執行役員	第 4 章 取締役および取締役会
第18条～第20条 (条文記載省略)	第17条～第19条 (条数を繰り上げ、条文は現行どおり)

現行定款	変更案
(代表取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。	(削除)
(取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	(取締役会の招集通知) 第20条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
第23条～第24条 (条文記載省略)	第21条～第22条 (条数を繰り上げ、条文は現行どおり)
(社外取締役との責任限定契約) 第25条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外</u> 取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(取締役との責任限定契約) 第23条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
(新設)	第 5 章 指名委員会、監査委員会および報酬委員会
(新設)	(委員の選定) 第24条 指名委員会、監査委員会および報酬委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。
(新設)	(委員会規則) 第25条 指名委員会、監査委員会および報酬委員会に関する事項については、法令または本定款において定めるもののほか、取締役会または各委員会において定める規程による。
(新設)	第 6 章 執行役および執行役員
(新設)	(執行役の員数と選任) 第26条 当会社の執行役は、1名以上とする。 ② 執行役は取締役会の決議によって選任する。
(新設)	(執行役の任期) 第27条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。

現行定款	変更案
(新設)	<p>(代表執行役および役付執行役)</p> <p><u>第28条 執行役の中から代表執行役を選定する。</u></p> <p>② 当会社は、取締役会の決議によって、役付執行役を選定することができる。</p>
(新設)	<p>(執行役の責任免除)</p> <p><u>第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の執行役（執行役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>
第26条 (条文記載省略)	第30条 (条数を変更、条文は現行どおり)
第 5 章 監査役、監査役会および会計監査人 <u>(員数)</u> <u>第27条 当会社の監査役は、5名以内とする。</u>	第 7 章 会計監査人 <u>(削除)</u>
(新設)	<p>(委員会規則)</p> <p><u>第25条 指名委員会、監査委員会および報酬委員会に関する事項については、法令または本定款において定めるもののほか、取締役会または各委員会において定める規程による。</u></p>
<u>(選任)</u> <u>第28条 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	<u>(削除)</u>
<u>(常勤の監査役および常任監査役)</u> <u>第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u> <u>② 監査役会は、その決議によって常任監査役を選定することができる。</u>	<u>(削除)</u>
<u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第31条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u>	<u>(削除)</u>
<u>(監査役会の決議方法)</u> <u>第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>	<u>(削除)</u>

現行定款	変更案
(社外監査役および会計監査人との責任限定契約) 第33条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外監査役および会計監査人との間に、任務を怠つたことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	(会計監査人との責任限定契約) 第31条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠つたことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第 6 章 計 算	第 8 章 計 算
第34条 (条文記載省略)	第32条 (条数を繰り上げ、条文は現行どおり)
第35条 (条文記載省略) (新設)	第33条 (条数を繰り上げ、条文は現行どおり) ② <u>当会社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。</u>
(中間配当)	(削除)
第36条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる。	
(新設)	(剩余金の配当等の決定機関) 第34条 当会社は、剩余金の配当、自己の株式の取得その他の会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。
第37条 (条文記載省略) (新設)	第35条 (条数を繰り上げ、条文は現行どおり) (附則) (社外取締役の責任限定等の経過措置) 1 <u>2023年12月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の責任については、当該株主総会の決議による変更前の定款第33条の規定はなお効力を有する。</u>

<訂正後>

【別紙】定款変更の内容

現行定款	変更案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第1条～第3条 (条文記載省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関) 第4条 当会社は、株主総会、取締役のほか、取締役会、 <u>監査役、監査役会</u> および会計監査人を置く。	(機関) 第4条 当会社は、株主総会、取締役のほか、取締役会、 <u>指名委員会、監査委員会</u> および <u>報酬委員会、執行役</u> ならびに会計監査人を置く。
第5条 (条文記載省略)	第5条 (現行どおり)
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第6条 (条文記載省略)	第6条 (現行どおり)
(自己の株式の取得) 第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により取 締役会の決議によって市場取引等により自己の株 式を取得することができる。	(削除)
第8条～第9条 (条文記載省略)	第7条～第8条 (条数を繰り上げ、条文は現行どおり)
(株式取扱規則) 第10条 当会社の株主権行使の手続その他株式に関する 取扱いは、法令または本定款のほか取締役会にお いて定める株式取扱規則による。	(株式取扱規則) 第9条 当会社の株主権行使の手続その他株式に関する 取扱いは、法令または本定款のほか <u>当会社が定め</u> る株式取扱規則による。
第11条 (条文記載省略)	第10条 (条数を繰り上げ、条文は現行どおり)
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
第12条～第13条 (条文記載省略)	第11条～第12条 (条数を繰り上げ、条文は現行どおり)
(招集権者および議長) 第14条 株主総会は、あらかじめ取締役会において定め た取締役が <u>招集し、議長となる。</u>	(招集権者および議長) 第13条 株主総会は、あらかじめ取締役会において定め た取締役が <u>招集する。当該取締役に事故あるとき</u> <u>は、あらかじめ取締役会において定めた順序によ</u> <u>り、他の取締役がこれに代わる。</u>
② <u>前項の取締役に事故あるときは、あらかじめ取締</u> 役会において定めた順序により、他の取締役がこ れに代わる。	② <u>株主総会の議長は、あらかじめ取締役会におい</u> <u>て定めた取締役または執行役がこれにあたる。</u> <u>当該取締役または執行役に事故あるときは、あ</u> <u>らかじめ取締役会において定めた順序により、</u> <u>他の取締役または執行役がこれに代わる。</u>

現行定款	変更案
(決議方法) 第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。	(決議方法) 第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した <u>議決権を行使することができる</u> 株主の議決権の過半数をもって行う。
② (条文記載省略)	② (現行どおり)
第16条～第17条 (条文記載省略)	第15条～第16条 (条数を繰り上げ、条文は現行どおり)
第 4 章 取締役、取締役会および執行役員	第 4 章 取締役および取締役会
第18条～第20条 (条文記載省略)	第17条～第19条 (条数を繰り上げ、条文は現行どおり)
(代表取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。	(削除)
(取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	(取締役会の招集通知) 第20条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
第23条～第24条 (条文記載省略)	第21条～第22条 (条数を繰り上げ、条文は現行どおり)
(社外取締役との責任限定契約) 第25条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外</u> 取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(取締役との責任限定契約) 第23条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役 (<u>業務執行取締役等である者を除く。)</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
(新設)	第 5 章 指名委員会、監査委員会および報酬委員会
(新設)	(委員の選定) 第24条 指名委員会、監査委員会および報酬委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議によつて選定する。
(新設)	(委員会規則) 第25条 指名委員会、監査委員会および報酬委員会に関する事項については、法令または本定款において定めるもののほか、取締役会または各委員会において定める規程による。

現行定款	変更案
(新設)	<u>第 6 章 執行役および執行役員</u>
(新設)	<u>(執行役の員数と選任)</u> <u>第26条 当会社の執行役は、1名以上とする。</u> <u>② 執行役は取締役会の決議によって選任する。</u>
(新設)	<u>(執行役の任期)</u> <u>第27条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。</u>
(新設)	<u>(代表執行役および役付執行役)</u> <u>第28条 執行役の中から代表執行役を選定する。</u> <u>② 当会社は、取締役会の決議によって、役付執行役を選定することができる。</u>
(新設)	<u>(執行役の責任免除)</u> <u>第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の執行役（執行役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u>
第26条（条文記載省略）	第30条（条数を変更、条文は現行どおり）
<u>第 5 章 監査役、監査役会および会計監査人</u> <u>(員数)</u> <u>第27条 当会社の監査役は、5名以内とする。</u>	<u>第 7 章 会計監査人</u> <u>(削除)</u>
削除	削除
<u>(選任)</u> <u>第28条 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	<u>(削除)</u>
<u>(任期)</u> <u>第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>② 補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	<u>(削除)</u>

現行定款	変更案
(常勤の監査役および常任監査役) 第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。 ② 監査役会は、その決議によって常任監査役を選定することができる。	(削除)
(監査役会の招集通知) 第31条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	(削除)
(監査役会の決議方法) 第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	(削除)
(社外監査役および会計監査人との責任限定契約) 第33条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役および会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(会計監査人との責任限定契約) 第31条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第 6 章 計 算	第 8 章 計 算
第34条 (条文記載省略) (剩余金の配当の基準日) 第35条 (条文記載省略) (新設)	第32条 (条数を繰り上げ、条文は現行どおり) (剩余金の配当の基準日) 第33条 (条数を繰り上げ、条文は現行どおり) ② 当会社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。
(中間配当) 第36条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる。 (新設)	(削除) (剩余金の配当等の決定機関) 第34条 当会社は、剩余金の配当、自己の株式の取得その他の会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。
第37条 (条文記載省略)	第35条 (条数を繰り上げ、条文は現行どおり)

現行定款	変更案
(新設)	附 則
(新設)	削除 <u>(社外取締役の責任限定等の経過措置)</u>
	<u>1 2023年12月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の責任については、当該株主総会の決議による変更前の定款第33条の規定はなお効力を有する。</u>

以上